## (法第10条第1項第4号関係)

# 確認書

特定非営利活動法人未来へ繋ぐこどもロボット・AI教室は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び 第12条第1項第3号に該当することを、年 月 日に開催された設立総会において確認しました。

年 月 日

## 特定非営利活動法人未来へ繋ぐこどもロボット・AI教室

#### 設立代表者

- 住所又は居所: 京都市中京区「黒塗り」
- 氏名: \_\_\_\_\_

#### 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

## 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと。
- 暴力団の統制下にある団体でないこと。
- 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)の統制下にある団体でないこと。
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。